

8.1 定期試験

以下の内容を確認するとともに、詳細はWeb掲示板で確認してください。

(1) 試験期間

春学期は7月下旬、秋学期は1月下旬より定期試験を実施します。日程はWeb 掲示板で発表します。科目によっては定期試験に代え、授業期間中の試験・レポート提出・平素の学習状況などで評価することがあります。

(2) 試験時間割と試験教室

試験時間割と試験教室は通常の授業時間・教室とは異なるので注意してください。Web 掲示板にて発表します。

(3) 受験上の注意

- 1) 履修登録した科目のみ受験できます。
- 2) 必ず指定された教室で受験してください。
- 3) 試験開始から 20 分経過後は入室を認めず、欠席扱いとします。
- 4) 試験開始後 20 分経過し、かつ監督者の許可がなければ途中退室はできません。
- 5) 受験中は学生証を机の上に提示してください。
- 6) 試験において不正行為を行った者または行おうとした者は、規定により処罰されます。
- 7) 答案を提出しないで退室した場合は不正行為と見なします。
- 8) ノート、参考書などの参照が許されている場合は、必ず指定されたものを使用してください。指定された物以外を参照した場合は不正行為と見なします。

(4) 不正行為に対する措置

不正行為を行った学生に対しては、下記のとおり厳正な措置がとられます。

(定期試験のみならず、定期試験に代替する授業内試験での不正行為にも適用されます)

処分基準

定期試験（それに相当する授業内試験を含む）における不正行為

不正行為態様	処分内容
① 計画性の弱い、または偶発的な不正行為 例: a. 他人の答案の覗き見 b. 問題・答案用紙配布後の話し合い c. 参照可の資料等の貸借 d. 不審な挙動を注意した監督者の指示に従わない e. 答案の持ち帰り	○厳重注意、譴責または1カ月未満の停学 ○当該科目は無効(E評価)
② 計画性が強い、または意図的な不正行為 例: a. 参照不可の試験でカンニングペーパー使用 b. 机上への書き込み c. テキスト・ノート等の閲覧 d. 参照可の試験で許可されたもの以外の参照・使用 e. 許可されていない機器（携帯電話・スマートフォン等）の持ち込み、使用。 f. 答案用紙の交換(行為の態様により③の受験依頼に該当) g. 組織的なカンニング行為	○停学1カ月以上3カ月未満 ○当該科目は無効(E評価)に加え、原則として当該学期全履修科目の受験を無効(E評価)
③ 受験依頼(いわゆる替え玉受験) 例: a. 依頼された他人が本人になりすまして受験 (本人の学生証使用) b. 答案提出直前に依頼した学生の氏名に書き換えて提出	○停学3カ月以上6カ月未満または無期停学 ○当該学期全履修科目の単位を無効(E評価)

※上記③に関し、依頼を受けて受験行為を行った者も学則上の処分の対象となりうる。

論文（卒業論文を含む）、レポート、作品等の成績評価に関わる提出課題における不正行為

不正行為様態	処分内容
① 剽窃（ひょうせつ）行為 例： a. 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに限定的に流用した	○厳重注意または譴責
②悪質な剽窃（ひょうせつ）行為 例： a. 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに流用した b. 他人と示し合わせ、他人とほぼ同一の内容で課題を作成し提出した c. 他人が作成した論文等を、自己の氏名に書き換えて提出した d. 指導にも関わらず繰り返し剽窃行為を行った	○停学3カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）
③代筆依頼 例： a. 論文・レポート等の作成を代行する企業・個人等の他者に作成を請け負わせ、納品物を自己が作成したものとして提出した	○停学3カ月以上6カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）
④その他不正行為 例： a. データの捏造（ねつぞう）、改竄（かいざん）。	○停学3カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）

※上記③に関し、依頼を受けて代筆行為を行った者も学則上の処分の対象となりうる。

※剽窃（ひょうせつ）…他人の作品・論文・文章などの字句または説を盗みとって、自分のものとして発表すること。

授業・試験等の出席に関わる不正行為

不正行為様態	処分内容
①代返行為・虚偽申告 例： a. 他人に依頼し自己の出席報告を行わせた b. 他人から依頼を受け他人の出席報告を行った c. 出席報告書（出席カード等）の偽造により提出した d. 欠席理由に係る証明書類（診断書等）を偽造または虚偽の内容により提出した ※出席報告には、口頭によるもの、出席カード等紙面によるもの、学生証の情報を読み取るもの、各種システムを介して行うもの、いずれも含む。	○厳重注意、譴責または1カ月未満の停学

(5) 不正行為を複数回行った場合

過去、不正行為により処分を受けたことがある者が、在学中に再び前記のいずれかの不正行為を行った場合には、処分を加重し、基準より重い処分を行うことがある。

(6) 懲戒処分の発効日

原則として当該学期の定期試験期間最終日の翌日とする。

8.2 未受験申請

試験－未受験科目の代替措置について(追試験等)

本人の病気等、以下のやむを得ない事態により、定期試験およびそれに準ずる試験を受験できなかった場合は、必要書類を持参の上、未受験申請をすることができます（レポート回収日に欠席した場合、申請時に提出予定であったレポートを持参してください）。

申請理由によっては未受験資格を得られない場合もありますので、自己判断せず、定期試験及びそれに準ずる試験を受験できないと判明した時点で、人間環境学部窓口へ相談してください。

理由	必要書類	備考	受付期間
電車遅延	遅延証明書	以下の場合は認めない。 ・通学区間外の経路を利用して遅刻した場合 ・遅れた時間以上の遅延証明書がない場合(例：試験開始から 40 分遅れたが、15 分の遅延証明しかない場合等) ・試験開始時刻以降の入室を想定した場合	試験実施日当日のみ
病気・怪我	診断書または 治癒証明書(大学指定書式) (コピー不可・試験当日に登校が不可能である旨がわかる記載が必要)	本人の病気・怪我のみ	試験実施日を含め、7 日以内 ※ただし、定期試験最終日を受付期限とする(定期試験最終日まで手続きができない場合は、学部窓口へ連絡・相談すること)。
忌引き	会葬礼状	親族二親等(両親・兄弟姉妹・祖父母)の通夜・告別式のみ	
就職活動	氏名・日程等が記載された通知等	採用選考日のみ 説明会は不可	
公務員・教員・資格試験	受験票等のコピー	試験日・訪問日のみ 指定試験合格者奨励金、L・U キャリアアップ奨励金の該当資格のみ	
体育会	保健体育部発行の「競技参加による欠席願」		
国体・国家代表等	対象学生の名前が記載されている大会の競技日程等		
教育実習、介護実習、資格課程科目の実習参加日程と重複	実習参加証明書	機関名・実習期間・学生所属・氏名が記載されたもの	

8.3 補講

補講は、授業の進度や休講を補うために、原則として学事日程に定められた所定の期間に行われます。補講が行われる科目や日時・教室等は Web 掲示板で連絡しますので、よく確認をして受講してください。

8.4 成績および進級・卒業発表

成績および進級・卒業発表については以下となります。併せて、共通-(3)を確認するとともに、詳細はWeb掲示板で確認してください。

(1) 成績評価

- 1) 成績評価方法は、科目ごとに定められています。一般的には、セメスターごとの定期試験または授業内試験、レポート、平素の学習状況等によって行われます。
- 2) 評価は「GPA 制度」に基づいて行われています。GPA 制度については、共通-(15)ページを参照してください。

(2) 成績発表、卒業発表・進級発表

- 1) 成績発表および卒業発表・進級発表は、下記のとおり行います。詳しい日程は、Web 掲示板で確認してください。
春学期：9 月中旬 (Web によるダウンロード)
秋学期：3 月上旬 (Web によるダウンロード)
- 2) 成績通知書は、次セメスターの履修科目選択の際、大切な資料となります。紛失しないよう、しっかり保管してください。

(3) 成績調査について

評価が D (不可) および E (未受験・他) の科目で、その評価に疑問を感じた場合は、所定の期間内に理由を添えて手続きをすれば、成績調査を行うことができます (D、E 評価以外の成績に関する問い合わせには応じられません。履修登録せずに受講および受験した科目は調査できません。評価をもらうための嘆願や、点数を知りたいという理由では調査を受け付けません)。

8.5 再試験

進級にあたり一定の条件内で留級となった場合、再試験を受けられる可能性があります。以下の内容および成績発表前の掲示をよく確認してください。

(1) 進級再試験

進級再試験日、受付日、申請場所・方法については別途掲示にてお知らせします。

- 1) 対象者：3 年次生で、進級要件に 2 科目以内（ただし、ILAC 科目／市ヶ谷基礎科目のうち 4 群必修科目に限る、春学期開講科目を含む）の不足を生じた者。
- 2) 受験対象科目：ILAC 科目／市ヶ谷基礎科目 4 群必修（外国語）科目のうち、当該年度において履修登録しており、D 評価を受けた科目のみが対象（E 評価は除く）
- 3) 受験可能科目数：最大 2 科目

(2) 卒業再試験

人間環境学部では、卒業再試験は行いません。